

事業主 各位

(一社)香川労働基準協会大川支部長

「職長・安全衛生責任者教育」及び「職長等教育」の実施について

時下、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当支部の運営につきましては、格別のご支援、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、労働安全衛生法第 60 条（労働安全衛生規則 40 条）では、新たに職務につくことになった職長等作業中労働者を直接指導・監督する者に対し、所定の安全衛生教育を実施することが義務づけられています。

また、同 16 条では、建設業及び造船業等の関係請負人は、元請の統括安全衛生責任者との連絡業務等を的確に行わせるために、安全衛生責任者を選任することが義務付けられ、選任時教育が求められています。

つきましては、指針に基づき「職長・安全衛生責任者教育」及び「職長等教育」を下記のとおり開催いたしますので、受講くださいますようお願い申し上げます。

なお、お申し込みにつきましては、裏面の申込書により受講希望のコースをご指定のうえお申込みください。

記

- | | |
|-------|--|
| 1 日 時 | 令和 6 年 6 月 12 日（水）・13 日（木）9：00～17：20
※「職長等教育」を受講の方は 2 日目が 15:10 までとなります |
| 2 場 所 | ひとの駅さんぼんまつ
東かがわ市三本松 1172-1 TEL 0879-26-3220 |
| 3 講習料 | 〈 <u>職長・安全衛生責任者教育</u> 〉 14 時間コース
受講料(税込) 【会員】 12,100 円 【非会員】 17,050 円
テキスト代(税込) 1,650 円

〈 <u>職長等教育</u> 〉 12 時間コース
受講料(税込) 【会員】 9,900 円 【非会員】 14,850 円
テキスト代(税込) 880 円 |
| 4 定 員 | 30 名
(定員に達し次第締め切りますので、お早めにお申込みください。) |
| 5 その他 | 受講料は開講日の前々日(土日祝は除く)までに受講取消の
申出があった場合以外原則返還いたしません。
お申込みは、 <u>FAX (0879-26-3221)</u> でお願ひします。(郵送可) |

※今後の新型コロナウイルス感染症の対策状況によっては、講習が中止となることがありますので、香川労働基準協会のホームページ又は、大川支部 (TEL 0879-26-3220) まで、ご確認をお願い致します。